

◎ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律

(令和元年十一月二二日法律第五六号) (衆)

一、提案理由 (令和元年十一月一日・衆議院本会議)

○盛山正仁君 ただいま議題となりました両案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、ハンセン病問題解決の一層の促進のため、名誉の回復、福祉の増進等の規定の対象にハンセン病の患者であった者等の家族を加えるとともに、国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る十一月八日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告 (令和元年十一月一日)

○そのだ修光君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、ハンセン病問題解決の一層の促進のため、名誉の回復、福祉の増進等の規定の対象にハンセン病の患者であった者等の家族を加えるとともに、国立ハンセン病療養所における医師等の兼業に関する国家公務員法の特例を設ける等、国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、提出者である衆議院厚生労働委員長盛山正仁君より趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。